

産科施設が依頼する場合の調整の手順

産科施設で、母体・新生児について搬送必要との判断

① 産科施設は普段連携している医療機関に受入を依頼

受入可

受入困難

- ② 産科施設は、地区担当周産期母子医療センターに受入を依頼
(連絡方法) 搬送調整依頼書(埼玉県様式)をFAX後、電話連絡
- ③ 依頼を受けた周産期母子医療センターは、母体又は新生児の状況を聞き取り、搬送の必要性等を確認する。

搬送不要

搬送必要
地区担当周産期母子医療センターで受入可

搬送必要
地区担当周産期母子医療センターで受入不可

- ④ 搬送コーディネーターによる調整が適当と判断された場合、地区担当周産期母子医療センターが搬送コーディネーターに調整依頼する。
(連絡方法) 搬送調整依頼書(埼玉県様式)をFAX後、電話連絡
- ⑤ 搬送コーディネーターは、県内周産期医療施設と調整する。

搬送コーディネーターが産科施設及び地区担当周産期母子医療センターに搬送先周産期医療施設を連絡

県内周産期医療施設で受入可

県内周産期医療施設で受入不可

- ⑥ 搬送コーディネーターは、地区担当周産期母子医療センターへ再度相談する。地区担当周産期母子医療センターでの受入が不可の場合、産科施設に都内搬送の必要性の有無を確認する。
産科施設は、患者及び家族の了解が得られ同意書が提出された場合のみ都内周産期医療施設への搬送を搬送コーディネーターに依頼する。

搬送コーディネーターが地区担当周産期母子医療センターに調整終了を連絡

都内周産期医療施設への搬送調整を希望しない

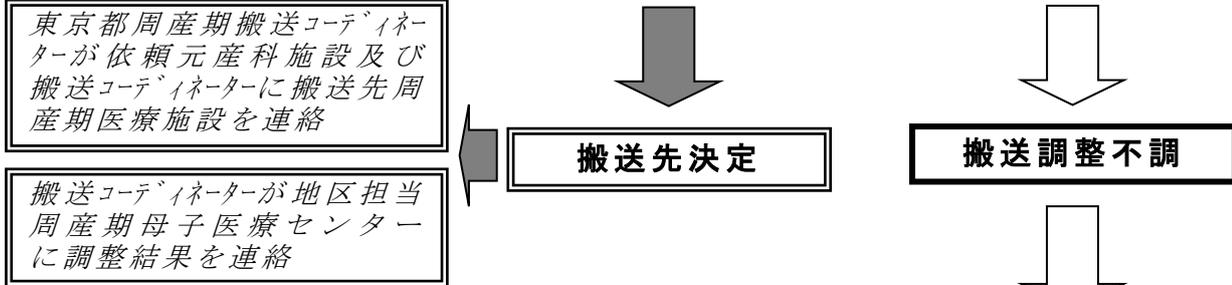
都内周産期医療施設への搬送調整を希望する

- ⑦ 搬送コーディネーターは、患者・家族の同意を確認した上で、東京都周産期搬送コーディネーターに都内周産期医療施設への搬送調整を依頼する。

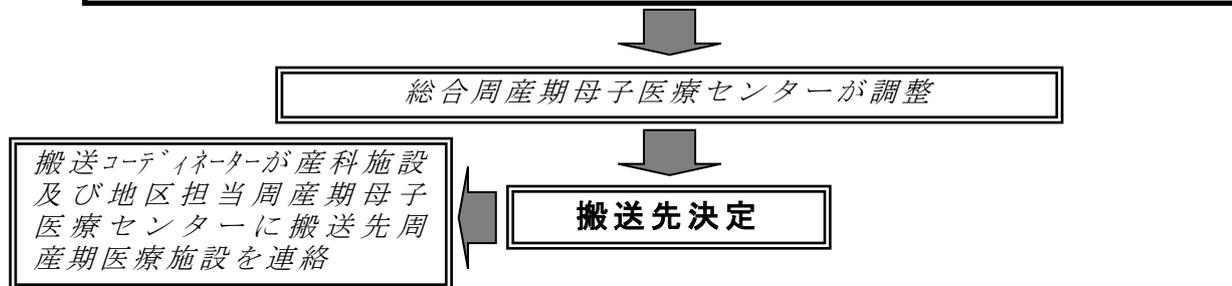
産科施設が依頼する場合の調整の手順

埼玉県→東京都に搬送する場合

- ⑧ 東京都周産期搬送コーディネーターが都内周産期医療施設への搬送調整を行う。
東京都周産期搬送コーディネーターは、必要に応じて依頼元の産科施設に状況確認を行う。



- ⑨ 搬送コーディネーターは、総合周産期母子医療センターと最終的な対応を相談



東京都→埼玉県に搬送する場合

- ① 東京都周産期搬送コーディネーターが搬送コーディネーターにFAXで患者情報を提供した上で電話をし、調整依頼を行う。
② 依頼を受けた搬送コーディネーターは、周産期医療施設と調整を行う。

